

関宿年譜（上）

—藩主久世広明の動向について—

中 村 正 己

はじめに

関宿年譜は、久世広明が関宿藩主在職間の宝暦四年（一七五四）から安永九年（一七八〇）迄の十六年間藩主の動向を認めた「藩公用日記」の性格を示す史料である。藩政史料の一つとして収載をこころみた。

江戸幕府将軍の事歴を中心に叙述した史書「徳川実紀」や寛政重修諸家譜などからも幕藩体制の中で要職を勤めた牧野信成、板倉重宗、久世広之、重之、広明、広周、牧野成貞については動静を比較的に知ることが出来る。広明の年譜は、これら二つの史料よりも動静を広く記録されていることがわかる。

関宿年譜（上）概要

子となり襲封。

広明きの父広武は、関宿藩の江戸屋敷の一つである小日向（こひなた）御屋敷に於いて次男斧三郎（広徳 後広業）と過ごされていたようである。後に広武は隠居家督の身となり「若水様」改名。

久世長門守（広運）は、四谷御邸より本所深川御邸へ移る際御廟所を小日向屋敷に移し御改葬をおこなっている。この時に広明もこの地に入られた。

本号に掲げた宝暦四年（一七五四）から同年十三年（一七六三）迄の間年譜を整理してみると、広明は、享保十六年（一七三二）久世若狭守（広武）様の嫡男として生まれ後寛延元年（一七四八）藩主暉之の養嗣

屋敷地は、一間通り十八間余と記され、家臣達並びに御家中から石灯籠をはじめ手水鉢、栗

石献上あり、屋敷地の一部（二十五坪）は八幡神社へ寄進西藏院より証文取り候とある。

小日向屋敷並びに本所深川御邸については、高崎哲郎氏が題「開削決水の道を講ぜん——幕末の治水家船橋隨庵」（河川誌）稿の中で次のように述べている。

久世山の関宿藩小日向御屋敷は、遠くは江戸湾を、また足下には下町の街並みや茗荷谷の渓谷を見下ろす景勝の地で屋敷は一万坪あつたとされ、関宿藩三つの江戸屋敷の中でも最も広かつた。その大半は杉、楠、檜、松などが林立する森であった。晴れた日には富士山が見え、そこから富士見坂の地名も生まれた。現代の東京都文京区小日向二丁目の台地が屋敷地である。敷地は明治元年（一八六八）船橋亘（隨庵）の判断で売払われた。

一方本所深川御邸は、江戸下町の隅田川に近い関宿藩下屋敷である。

江戸市中でも屈指の名園で知られ、かつては豪商紀ノ国屋文左衛門の邸宅であった。享保年間に関宿藩主久世家が下屋敷として受け継いだ。後明治に入り三菱創始者岩崎弥太郎が購入し造園工事を施し「深川親睦園」として賓客の招待の際などに利用された。現在は清澄親庭園として東京都の名勝に指定され都民の憩いの場となっている。

藩主広明は、本拠地関宿はもちろん江戸詰めは小日向屋敷並びに本所

深川御邸を利用し、毎年参府（江戸行く）そして登城が行われた。

徳川家治公の婚礼参府の折りは、二種五百疋、奥方へ五百疋を献上する。また将軍からは日光社参の御名代として御晴服五ツ羽織押領。

家康靈廟紅葉山や増上寺への参詣もおこなつてゐる。そして宝暦十年（一七六〇）十二月には当年二十九歳で諸侯以下が年頭や五節句に将軍と謁見する際に指図し進物披露などを司る奏者番に昇進する。

この間、関宿城下、境町、岩井村、新堀深川御邸類焼などの災害も起きた。新堀深川御邸類焼時は、広明妻子は小日向屋敷へ、領永様（重之室）は本妙寺（東京都豊島区巣鴨）へ避難する。

度重なる利根川大洪水により、洪水損毛として幕府より五千両の拝借金を受ける。この時の答礼廻りは広明不快ニ付き広武の次男久世斧三郎（後広業）勤める。凶作による安眠録は一万石に付き千俵四糀を布達。

更に襲封後十一年目で関宿城辰ノ門普請。治水用水普請関係では羽生領願出の赤堀川切広ヶ中田町裏より境河岸下利根川へ新川願之儀者関宿関所差し障りニ付返却する。

私領地であった河内郡多功新田之内高外之分一町一反六畝一歩は宝暦十一年（一七六一）上地（知）相成候ニ付御渡となる。納付は、上地並びに年々の凶作のため宝暦一二三年時は同四年時と比して一千二百石、俵値二千七百五十余石、永三十九貫余納租減となる。

次に、広明家については、嫡男広譽は本所深川御邸に於いて鎗術指南役佐々木千八郎の基で鎗術を学ぶ、儒学（書經）素読指南役に鈴木文奈仰付ける。後に広譽は松平右近將監武元の娘を室に迎え、この時博信院様（家重公）へ石灯籠一基献上する。孫子広運は駿府城代に仰付けられた年次である。広明の次男吉次郎、三男千三郎、四男虎五郎、五男安十郎、六男勇治、七男岩吉の出生、改名、他家の引越し、病死など他

に、そして久世重勝家については、四代広胖（金五郎）の弟政吉（後広民）臣加藤源五衛門を借用金取扱不洗宜二付箱訴所払。また自ら関宿城下慘害を見廻る。政吉姉「於近」は酒井越前守様と縁組など記録されている。

広明に仕え新たに召抱られた家臣の面々は、加藤大之丞（四左衛門）、小島団六、古川霜也、瀧澤安五郎、山崎弥右衛門、小林定八、佐竹大三郎、渡辺元宣、亀井郡治、村井新左衛門、水野弥五郎、原条助、蒔田助之進、坂本順右衛門、富田善右衛門、平手喜内、杉山市太夫、芦田伊十郎、三浦又右衛門、今関兵介、伊藤源四郎、下河辺太兵衛、奥原三五郎、木村左膳、杉浦縫之助の人々であり、広明により職責をはじめ、跡式、加増そして江戸詰めの命を受ける。一方家臣達は職責に依つて広明御参府、日光社参時の供役、朱印状受取人や守護役、出府時の在番などの諸役に勤めた。

以下久世広明の宝暦四年から同十三年迄の年譜は次のとおりである。

宝暦四年申戌

正月十八日朝吉次郎様御出生御名岡部様より被御進、御免鑓刀御臺目度二付

○同月、御出生様御名差同日吉之処付候者可相改候与役人中伺候とも先ニハ不及旨申渡

○同月二九日年寄共諸役人会所へ出席御領分之役人召出、去巳年よ

り畠方二割増水上納之儀、去暮迄約束之通相違無く、上にも御満足思召少方ながら酒代被成下役人より小前一統二下候高三百三十

九両、錢九百八十四文

○二月五日加藤大之丞御用役人二仰付

○四月二三日関東御領分又々五ヶ年之間畠方一割増永上納申渡

○五月廿五日古川霜也病死

六月十三日牧野駿河守様御代紅葉山御坊

同月廿八日久世三之丞御小姓組御与頭

七月六日慈仙院様昼夜御逝去

同月八日御老中ニ付火之御番 御免

同月同日慈院様御葬送 殿様新堀へ被為入御広敷迄へ御供御名代御供

小島団六御先へ蒔田助之進相越、御法事料銀廿枚米廿俵

○八月六日病氣引込之者日数届之節病体医師届候様申渡

八月十五日御暇

十月朔日六時御発駕柏壁御泊

同月二日御在着

○十一月三日御家中変事之節吟味斯書付目付中へ相渡

十一月六日御代官江川太郎左衛門殿川通為見分ニ相越、御三所下ニテ、舟より上り御城岡土手通見分中之出より又々乗船向地江御上

十一月廿日富田善右衛門為充宅江為入

同月廿一日明六時関宿御発駕千住泊

同月廿二日御着府

十二月朔日

大納言様御婚礼被遊御整候ニ付両本丸式種五百疋ツツ、姫宮様ヘ五

百疋被献上

○納付米壹万六千八百十七石六升弐合弐勺、俵直四万五千弐石四十俵六分弐里弐毛、永八千百三十四貫八百七文四分八リン

○人別男女六万千八十一人

十二月十五日御参勤御札

同月廿六日若殿様御着袴様御祝御用瀧澤安五郎相務、畢而安五郎へ御盃被成下返盃被仰付夫より奥江被為入 御二方様御対顔

羽橋江門樋赤堀切広ヶ中田町うらより堺河岸下利根川へ新川願之儀関宿御城地御関所相障候ニ付難被仰付ニ相決、右之領願ハ相止候旨御達御書物御返却有之

四月廿日 上野御成跡御固

五月十六日 本多下總守様御代西丸大手御門番御相當内藤備後守様、番頭芦田伊十郎、中根長太夫

御記録二八十六日御奉公到来、翌日十七日御登城蒙 仰トアリ（註記）

宝曆五乙亥

○正月十一日御鎗方

日悟様御代之通今度相改於双地今日申渡御家宿へ大藏役小林定八差遣料相受申候

中へ相渡置並旧年山崎弥五右衛門へ被仰付御備立絵図出来致拝見

候様法向へ申渡

一 御先手備	一枚	一 御旗備	一枚
一 殿御備	一枚	一 御陣取	一枚
一 御備押	一枚	一 御人数様	

以来御取頭御近習頭御物頭身分馬印可相用旨申渡

○同月同日御鏡開神栖頂戴之儀大流以外ハ無用卜被仰出

正月廿一日吉次郎様神田へ御宮參、蒔田助之進御供、御帰之節小嶋団六宅江為入

九月十一日久世斧三郎様御婚姻

七月廿八日向御屋敷久世若狭守様境壹間通十八間餘御無心ニ付被進
○七月十日久世政吉様家來加藤源五衛門、政吉様御借用金出入之儀
御取扱方不宜、金子之儀御箱訴候付、所払ニ被仰付相手方も同断
仰付依之政吉様御差扣御伺之処不及其儀

七月廿八日久世斧三郎様御婚姻

○八月十一日原条助御加増七十石合三百石御年寄役被仰付
○同月同日蒔田助之進御加增百石合三百石

八月十五日御暇

○二月廿二日元町舟印是是迄無之依願井桁之下元町と染ニ而相用度

旨承候由

○同月廿五日秋葉勘藏、江川太郎左衛門殿へ相越候處、羽生領願出、

病死

○同月十九日佐竹大三郎廿人扶持被下給人被召出、同八同月廿八日

十月朔日明六時御発駕粕壁御泊 御本陣見川安左衛門

同月一日午刻御在着、御供加藤大之丞久澄

○同月七日渡辺元宣十五日二而御召抱

○同月十三日殿様近在御出之度毎御駕差出候へ其その儀も無之付申

上相止

同月廿一日久世政吉様奥様安産被御女子御産

十一月廿日晩八時御駕千住御泊

同月廿一日御着府

○十二月榊原式部大輔様御家来奥原三五郎重キ家筋二付、今度再被

召出拾人扶持被下候由為知來

○納込米俵万五千七百四十四石三斗弐升弐合弐勺、此俵四万弐千三

百十八俵弐分六り、永八千七八貫四十六文五分八リン、當年諸國

共凶作

十一月十五日御参勤之御礼

宝曆六丙子

正月五日辰九時過閔宿城代長屋瀬下弥惣治より出火、西風強風下之方
両側不残、台町北側不残、外レ木戸際迄類焼八時消火、台町古御門残

侍屋敷九軒、小役長屋七軒、足輕長屋拾軒、寺三ヶ寺、社十堂、式
字町家式百十八軒類焼、同月八日御届、実相寺御位牌ハ実台寺へ遣

○二月 今度御城内類焼ニ付御領分中より竹木萱縄差上

正月十五日久世政吉様御出生御病死

○同月廿二日館利左衛門伴政次郎家來手討仕様一件

二月五日晚七半時十三郎様御出生、御名岡部様より被進、御藝目蒔田

助之進御龜刀加藤大之丞

同月七日於閔宿御用邸女中す免安産岩蔵殿出生御届無之御家來並之御

取扱之旨被仰出

同月廿六日より若殿様御疱瘡

三月八日公家衆増上寺參詣御固

同月十四日御代官天野助次郎殿川通見分、江川太左衛門殿御越候節之

通、秋葉勘藏付添ニ而処々へ相越

同月廿三日より奥様御疱瘡

四月二日本多美濃守様御代吹上之覽所火之御番

同月八日酒井石見守様より出火ニ付、殿様御出馬

同月十七日吉次郎様御疱瘡

○同月廿日去六日下納谷金蔵院境内変死女一件御差出並右引合、新

田戸村ニ手負倒者有之、是ハ御他領木間ケ瀬之者候得共此の方様
より被仰立候筋ニ付、御闕所届ニ證文ニ而左通

五月五日より十三郎様御疱瘡、六日より於いて日向様内
同月十二日夜十三郎様御卒去。御宮參前ニ付葬送道具挾箱無之

○同月十九日杉山市太夫數年出精ニ付、百石御加増合四百五十石
七月十五日於梅様御儀以來領水様ト奉称

六月四日岡部美濃守様御死去。普請三日鳴物七日停止候

六月十三日青山大膳充様御代内桜田御門番

○八月朔日富田善右衛門御用向御相談御相手二被遊御手自包水之御

刀被成代金拾枚

八月十五日御暇

十一月十一日四時御發駕粕壁泊

同月十二日九半時御在着、御供富田善右衛門

○同月 江戸御家中只今迄御發駕之節並御参府御着之節不相出候得

共此度御参府之節より五節句之通御上邸へ罷出旨申渡

閏十一月廿一日六ツ時閑宿御發駕千住泊

同月廿二日御参府

○十二月八日殿様方免角手廻兼候付、今度趣法相改四人ニ申付元請

方私方相立

十二月十二日久世若狭守様御息女於比秀様臣勢大和守様御婿大吉様へ

御縁組御願之通

同月十五日御参勤御礼

○同月廿五日□□高源寺日悟様御厚恩相成候旨其後中絶候処今度相

願御目見

○納込米一万六千四百五十石三斗九合三勺、此俵四万四千三百二拾

六俵五分九リ九毛、永八千百五十式實四百廿式文四分八リン

○同月廿一日原条助病死以来年寄共在番老人ツツ

○七月廿八日亀井郡治様隠居被仰付

○同月同日亀井□□家督無相違被成下家筋ニ付直二郡治跡年寄役被

仰付

宝曆七丁丑

正月十一日來十七日紅葉山御覽御用ニ蒙仰十七日無滞御務

同月十六日久世政吉様火事場御見廻

○月 大橋近江守様より御尋ニ而関宿御関所女通置證文之儀申来相止候湯治或ハ親類方へ相越帰之節ハ町人ハ町奉行所百姓ハ勘定頭印形手形ニ家老共之内裏判ニ而相通事ト申御定、日悟様御留守居様方へ寛文十二年九月御相談之上被成御極候由御定所書抜帳ニ有之候得共右之女罷出之節置證文取置候儀ハ不相見依之先而城主より申送候旨返答申遣候

二月三日亀井能登守様御代桜田組御防

○三月廿一日御右筆坂本順右衛門被召抱

○四月十五日富田善右衛門家筋ニ付御城代格被仰付

五月五日閑宿洪水丈壹尺武寸、猶山堤今朝六時過押切辰ノ御門押倒去二日より出水、今日御礼無之

六月十六日桜田組桜田組御勤之処牧野豊前守様御代吹上之覽所江御詰

ニ成候様被蒙 印

○四月十七日又々出水壹丈三尺砂山切石搔上包候ニ付御家中之通面々立退

○同月廿一日原条助病死以来年寄共在番老人ツツ

○七月廿八日亀井郡治様隠居被仰付

○同月同日亀井□□家督無相違被成下家筋ニ付直二郡治跡年寄役被

八月十五日御暇

○九月朔日平手喜内御用人被仰付

六月廿五日御勘定奉行細田丹波守様、一色安芸守様其外御役人御越左

之通川通御見分

九月廿九日御勘定奉行細田丹波守様其外御役人中右同断

十月十一日御發駕粕壁御泊幸手通

同月十二日八ツ時御在着御供三浦又右衛門在番帰

同月廿六日殿様御不快ニ付御參府御養生之儀御願十一月三日相済

十一月六日明六時御發駕千住御泊御供杉山市太夫直二在番

同月七日御參府

○十一月十二日龜井□□病死

○十一月廿八日厄介之者他江奉公願之儀願相済之上奉公之□承立又

候口上書ニ而相願□様諸向へ申渡

○納辻米壹万四千百九十石五升九合三勺、此俵三万七千七百廿八
俵九分九リ七毛、永六千石百三拾石貫九百五十七文

○人別男女六万六百三十六人

十二月十五日御參府御礼御病氣ニ付以御使者

同月廿日御奉書到来之處御不快ニ付松平備前守様御頼翌廿一日御登城

之處夏中大水御損毛御難儀可有之、只今金五千両御拝借被蒙、仰來卯

より五ヶ年賦御上納之積御札久世斧三郎様御廻勤
同月廿四日殿様御出勤

同月廿八日吉次郎様御着袴始

宝曆戌寅八

○正月御代官高莊傳次郎殿申渡候由今度赤堀川百廿間二切広ケ福田

村より江川迄新川堀割之願人有之由差障有無之儀御尋ニ付川付村
々より障候旨願申出右之趣此方へも勘定頭迄傳次郎殿手紙到来返

答書認垣内伴助持参

○二月廿七日芦田伊十郎年寄役関宿御引越被仰付

三月十二日辰上刻虎五郎様御出生 御名瀧沢親成被仰付差上

三月十九日夜子刻過吉次郎様卒去

同月廿九日西本願寺並新御門跡増上寺御參詣御固

四月廿二日於日向様御帶翁御祝小日向御新造様より御ゆまき被遣

○六月十六日辰之御門御普請皆出来

七月廿四日今度久世長門守様四谷御邸宅と右工門督本庄御下邸御相
対替ニ付 御廟所小日向江御改葬御届之定日御引取暮六ツ時四谷御出
棺大木戸より出候ニ、御棺殊之外重ク御老人前四拾五人懸り之處御一

人前車石両ツツ人足七拾人ニ而翌廿五日明六ツ時小日向江御入棺
御記録ニ七月十九日ト有之

御年譜ニハ六月廿二日トアリ

殿様ニも小日向へ被為入尤御改葬ニ付き一日御遠慮御用懸り加藤大之
丞久澄、村井新左衛門、水野弥五郎、日悟様御棺御共瀧沢藤馬、平手
友七、大久保鉄五郎、浅井忠五郎、日禪様小柴七六、羽太庄兵衛、於

稻様渡辺八藏、平手吉之丞

宝曆九己卯

○九月十一日小日向御広所へ年寄共平手喜内申合石灯籠二ヶ献上、

加藤大之丞、村井新左衛門、水野弥五郎御手水鉢献上、御家中惣
体より栗石献上

○五月七日富田善右衛門儀江戸引越奉願處無餘儀思召御聞届被遊候

へとも重々被召仕候儀故引越とハ難被仰付依之当分妻子江戸引取
引越同前相勤候様ニ仰付居邸之儀唯今迄之通可差置旨且加判之儀
も當分御頼と心得相勤候様被仰付七月廿九日江戸引越

○八月九日細山六郎左衛門出奔三奉行へ御届尋之者差出引受金六百

六両毫分餘

八月十五日御暇

○九月十五日芦田伊十郎血忌引、三浦又右衛門邸普請中二付対客無

之

十月十一日殿様御麻病氣被御不快ニ付御滞府御願同月廿日済

十一月七日御身体願即日済

十二月朔日久世斧三郎様奥様御産御女子御生

○十二月十一日江戸崎村惣ハツ仕置

同月十五日御參府御勤 当三日御出勤

同月廿三日久世政吉様御姉於近様酒井築前守様江御婚姻

○納込米一万四千九百八十七石八斗七升五合七勺五才、此俵四万百

七十六俵六分一リ六毛、永七千八百九十一貫六十九文貳分六リ

○十二月廿二日來年より猶又五ヶ年御儉約被仰府候段申渡

正月廿四日増上寺御參詣御跡固

二月十五日戸田因幡守様御代西丸大手御門番御相番本多下総守様、五
月十七日より土井大炊頭様六月廿三日より板倉美濃守様番頭中根長太
夫、遠山半七

同月廿三日より虎五郎様神田江御宮參御供加藤大之丞御帰之節富田善
右衛門宅へ被為入

○同月廿四日三井孫兵衛被召呼 若殿様へ御手本差上候様被仰付、

殿様へ御目見御料理被下

○三月廿一日秋葉勘藏依頼永々御暇此節閑宿住居

○六月朔日此度於公儀衣服之儀被仰渡有之ニ付此方も一統綿服ニ可
被至旨申渡破損方以下妻子縁組ニ限閑宿ハ夏冬共単袴吳勝手次第

之旨申渡

○七月十日此度御不勝手ニ付、去六月廿八日小給之面ニも少々宛御
借用可仰付之付組付者も物頭町奉行ヲ以御宛行之内、少々差上度

旨申出達、御耳候処奇特成義思召不及其儀旨被 仰出

○六月廿八日申渡近年大変打続御勝手御差支ニ付當七月より午六月
迄御家中三ヶ年之内御扶持方被成小給之者金給之者も少々ツツ御
借用被仰出

○八月四日唯今迄名跡被仰付候者親類書不書戴候所、公儀御定ニ候
名跡被仰付候者ハ養父之通脇差受候様ニ与有之候間養家同様親類

書認候様申渡

八月十五日御暇

同月廿五日殿様御実母方御叔母妻木平四郎様奥様御病死半減御忌服

九月十五日四ツ時前御発駕夜九半時御在着三浦又右衛門御供

十月廿一日久世長門守様駿府御城代

○十一月六日殿様岩舟へ御出翌日御帰

十一月十八日晚八ツ時閔宿御発駕千住御泊御供杉山市太夫、翌十九日

御参府

十二月十五日御参府御札

同月廿六日御拝借内金千廿両三分五匁連池口金兵衛江御上納

○人別男女五万九千九百八十四人

同月廿六日御拝借内金千廿両三分五匁連池口金兵衛江御上納

十二月十五日御参府御札

宝曆十庚辰

二月六日暮六ツ時神田旅籠町より出火新堀深川両所御邸御類焼、深川

御土蔵二ツ残

同月十三日公家衆上邸御参詣御固

同月十三日夜御脇松平富之助様より出火二付、奥様御子様方小日向若

狹守様へ御立退、領永様ハ本妙寺中本立院江御退定火消宝賀兵庫様、

曾我主水様御出御防夜八ツ時消火御邸無別条

四月三日前日御奉書到来御登城之儀日光廿日御名代被蒙仰

四月十日於御座之間日光江御暇御晴服五ツ羽織御拝領

同月十六日日光江御発駕御供平手喜内忠金、今関兵介廿三日御帰府

同月廿四日於御座之間御目見被為蒙 上意

五月十三日公方様家重公御隠居

右大将様江家治公御代御讓

○五月十九日於江戸元メ中向後三日其外御用之節差上下着候様申渡

御年普御記録ニハ十三日トアリ

六月十五日牧野駿河守様御代桜田方御防

公儀御代替初而之御用ニ付御請御直勤

七月六日又々當秋より万石ニ付千俵宛畠至度様御達

同月廿一日虎五郎様御名熊之丞様と御改

名松平肥前守様より被御進

六月十五日領永様新堀江御移徒

八月十五日御暇

同月廿四日公儀御代替ニ付於秋本但馬守様御宅大御目付衆御立合御誓

詞

○九月廿三日若殿様御馬御稽古御始南弥七御指南

○同月廿七日久世若狭守様御大病之処御快氣

十月十二日御不快ニ付御滞府翌日御願之通

同月十九日御代替ニ付、御朱印御改有之戸田采女正様江富田善右衛門

持參、木下此右衛門差添付相越御改相済本紙者御戻写ハ御留被成其外

御添目録郷村帳共御請取相済

十月廿二日御朱印閔宿へ到来芦田伊十郎在番明旁守護寵越

十一月廿七日御巡見板橋与五左衛門様、三上九郎様、長谷川藤右衛門

様江戸町御泊、町奉行勘定頭參上御尋書持參芦田伊十郎伺御機嫌相越
十二月十五日御参勤の御札

同月十九日前日御奉書到来御登城候處御奏者番二為蒙仰御改在番戸田
采女正様

○同月同日從御城以御書付被仰越瀧沢藤馬、田中源左衛門、谷口次
郎左衛門、村井新左衛門押郷役被仰付

同月廿三日於秋元但馬守様御宅御役之御誓詞

同月廿六日初而御當番

同月廿八日御役之御札以銀馬代々被仰上

十二月廿八日久世若狭守様御願之通御隱居、斧三郎様江御家督無無御
相違被蒙 仰

同月晦日於関宿御用邸女中によ出産、安十郎殿御生翌年正月七日御出
生の方二而御届有之

御年譜御記録二八廿九日ト有

○納辻米一万五千三百四十石壹斗六升六合八勺、此俵四万一千六

四俵七分五厘三毛、永八千百廿四貫八百九十六文八分四リン

○人別男女五万九千五百五十九人

宝曆十一辛巳

正月十五日岩藏殿富田善右衛門養子被下末々臣与一縁可仕旨被仰付、

尤部屋住料式百石被成下

○同月十六日於関宿右二付、杉山市太夫御用屋敷へ相越岩藏江申達
○同月十九日猿山仙藏永々御暇

二月十日安十郎殿御病死関宿寒相寺へ葬送
御系譜二八十一日

○同月十九日岩藏、富田善右衛門方へ引越ニ付杉山市太夫相送

○三月廿六日上野覺成院今年御宿坊御頼廿人扶持御寄付状御書付相
渡覺成院よりも一札差出

○四月十九日高田斎之助倅仲父子參上御目見被仰付鎗御覽此度佐々
木幸八郎へ傳授致候付御料理被成下、斎之助へ御札者、仲へ御麻
上下一具被下

五月五日御実母方御叔父岡田九助様御病死候付殿様半減之御忌服

○同月一九日御家中之面々並跡式相立候小役人病死之節美子有之面
々養子共勤方被仰付候迄ハ何も以來御目付□世話年寄支配同前相
心得候様此度相談上申渡

○同月廿六日伊藤源四郎御年寄役被仰付
○同月同日下河辺太兵衛御用人役見習被仰付

六月九日若殿様深川御殿へ御移徒

同月十二日晚丑刻 大御所様逝去
八月十九日御暇

同月十四日久世若狭守様御髪若水様ト御改名御願之通

○八月廿二日佐々木千八郎 若殿様御鎗御指南被仰付

同月廿三日若殿様御鎗御稽古御始

九月六日久世忠左衛門様御病死

十月十八日御滞府御願廿一日済

十月廿二日御名代久世斧三郎様御宅城御朱印御頂戴

同月廿三日御朱印関宿江到着杉山市太夫守護相成

十一月五日今関兵介御勘定所へ被召呼先年河内郡多功新田之内御上地

二相成候分於同所高外之分反別堺町堺反六畝堺歩書付ヲ以御渡

○同月十一日加藤四郎左衛門病死

十二月三日於小日向女中によ出産候勇治殿御生

同月十五日御参勤御札

同月廿六日拝借金之内金千両御上納

○人別五万九千五十人

宝曆（十二）壬午

二月廿五日於関宿女中セキ出産若吉殿御生

○同月廿八日江戸御醫師目付中年寄候処向後御近習年寄ニ被仰付

○三月十四日今度備民録之儀近郷御領分之者呼出申渡

○ 同 小日向御邸之内廿五坪八幡へ御寄進西藏院より證文取
し尤右之地年貢ハ此方より御差出是迄之通

○四月六日岩吉殿高木昭助へ御預被仰付閏四月五日御引移

○同月十一日下河辺左兵衛本役被仰付

閏四月廿二日勇治殿関宿江御引越

同月同日若殿様御縁組之義松平右近將監様へ御談被仰入御使者蒔田助

之進右近様御目見御手熨斗御酒御吸物被下、右為御挨拶右近様より御
御使那波内匠罷越

四月廿五日右御願書松前主馬様ヲ以御差出

四月十一日惇信院様江石燈籠二基被献

五月二日雨天之節 御城中御杖御用被成度旨御願之通

同月廿五日若殿様御縁組御願之通

六月十八日本多中務太輔様御代二丸火之御番

○七月五日後より御扶持方相止卯年以前之通御貸米ニ而相渡

○同月廿八日取次中是迄目付中へ月番届無之由緒向より届之儀故取
次中も相達候様申渡

八月十五日御暇

○九月廿二日洪水壹丈壹尺三寸

廿九日巳下刻御在番

○十月若殿様御素読鈴木文斎へ御頼用人中面謁申談、即刻若殿様御
目見被仰付書経御指南申上候由干鯛一折金三疋文斎へ被成下

○同月廿三日殿様若舟へ御出、仁連、諸川通翌日御帰

十一月十五日関宿御発駕千住御泊

同月十六日御着府

同月廿二日熊之充様御着袴

十二月三日勇治殿御宮參奥原三太夫宅へ御入

同月七日御參府御札

同月十五日岩吉殿御宮參奥原三太夫へ御入

同月廿六日御拝借金之内千両御上納

○同月當暮御家中御救之思召ヲ以御物成本知被下

○納辻米壹万四千七百四十式石式斗三升八合八勺、此俵三万八千三百五十六俵三分八リ七毛永七千七百九十五貫四百六十七文四リン

○六月八日夜四ツ時新堀表御門地後祭ニ當才之女子捨子有之翌九日御届候上養育被仰付同月廿三日赤坂二丁目豆腐屋五兵衛出生相果候由貲度旨ニ付吟味之上相違無ニ付金子五両壹分差添證文取相渡

七月十日勇治殿江戸江御引越

同月廿一日勇治殿久世政吉様より御名勇吉様与被進直ニ御引取向後様

付

八月七日女中によ出産御女子御出生

同月十三日右出生揃口之御症ニ而御病死

九月朔日御暇

十月朔日御発駕壁御泊二日在着

同月五日來月 御即位ニ付御使者大久保多門被仰付 同月十九日出立

同月廿三日御領分寺社江被成下候、御朱印酒井左衛門様ニ而御渡平手喜内奉受取、右ニ付下河辺左兵衛守護同様四時出立、翌日関宿着

同月廿八日於御書院 御朱印寺社へ相渡

○同月晦日木村左膳依頼居、御加増し百石差上候家督四百石俸勘

○四月松平右京太夫様より御尋之儀有之境町之儀境河岸ト不申義ハ
関宿御所替役番河岸ニ被出入有之境河岸と不申候様下河辺新七、
亀井清太郎申儀候よし、公儀向ハ河岸と相立候由

○四月二日三浦又右衛門病死
四月十五日松平右近將監様御出於御小書院 殿様御盃事有之右趣孫太
上着用為致

夫様ニも御出

宝曆十三發末

正月十一日來十七日紅葉山御院御用被蒙 仰

同月十八日御拳之鳥御料理御頂戴

同月廿四日より熊之充様御疱瘡

○同月廿日境町出火式百四十家類焼

○同月同日岩井村同断百八十軒類焼

○三月三村妙安寺寺格相直候ニ付宗旨證文直納致度去年中より相願候へ共類格も無之儀差留置候處淺草本願寺よりも右之儀申越願之趣訣相立候様取斗之儀賴來候ニ付宗旨帳面之末江妙安寺人前譜別相立候様可致様申渡

解由へ被成下

○十一月七日御家中面々道中先触之儀、御目付へ向後相達御目付より元メへ通達、元メより先触差出候様申渡、江戸も同断

○同月八日杉浦縫右衛門儀先達而久世政吉様より御紋付御麻上下被下候へ共着用不相成格之処御紋恰好も違御紋中小紋入有之故一通

十一月十五日明六時関宿御発駕千住御泊

同月十六日御参府

十二月十五日右御礼

○納込米一万五千七百九十九石三斗五升三合六才、此俵四万弔千四百八十一俵五分七リン、永八千九十五貫五百四十文四分八リン

出典

『関宿年譜』 千葉県野田市立興風図書館所蔵

【参考文献】

・高崎哲郎「開削決水の道を講ぜん——幕末の治水家 船橋隨庵」（日本河川協会発行『河川』第六三九号・六四〇号、一九九九年）

（境町教育委員会町史編さん室）